

# 介護給付の適正化の推進

## 平成30年度の取り組み状況

高齢者支援課・法人指導課

# 柏市の「介護給付適正化」の取り組み

○「その人にとって必要なサービスを提供する」ことで、介護予防や重度化防止、住み慣れた地域での生活の継続をバックアップする。

- ・介護サービス事業所(ケアマネジャー, サービス提供事業所)が適正なサービス提供を行うことができるよう, 支援する。
- ・事業を通じて, 「真に必要なサービスの洗い出し」と, 「サービス供給の過不足の洗い出し」を行う。

## ◎介護給付適正化 主要5事業

1. 要介護認定の適正化
2. ケアプランの点検
3. 住宅改修等の点検
4. 縦覧点検・医療情報との突合
5. 介護給付費通知

## ○その他

「給付適正化システム」(国保連合会)を活用した分析・評価

# 1.要介護認定の適正な実施

介護認定審査会委員研修や認定調査員研修を通じ、要介護認定の平準化・迅速化の取り組みを継続して行う。

## 【平成31年度の取り組み】

### ① 平成30年度法改正による更新認定審査簡素化に係る検証

(認定審査の簡素化)

平成30年4月1日以降の更新申請から、厚生労働省の示した要件に合致した場合、審査簡素化を行えることとなった。

### 〔指標〕30日以内に要介護(要支援)認定をする割合

年度	平成30年度(※)	平成31年度	平成32年度
割合	39.5%	61%	62%

※平成30年12月申請分まで 平成31年度以降は、計画値。

○参考 平成29年度 51.1% 平成28年度 55.1%

・認定申請数の増加により、認定調査実施までに時間を要したことが原因と考えられるが、調査員の雇用条件の変更による調査能力件数の増や、簡素化を導入し、認定日数の短縮化を図った。

平成29年度月平均1,128件 平成30年度月平均 1,245件(4~12月)

・平成30年12月は、30日以内に認定結果が出た割合が63%となり、指標を満たせた。

## ② 委託事業者単位での認定調査スキルの向上

## 〔認定調査員研修〕

内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度
来庁による面談(委託事業者対象)	6回(5事業所)	8回	10回
新規調査員研修(委託事業者対象)	3回	3回	3回
調査員フォローアップ研修 (委託事業者対象)	1回	1回	1回

○来庁による面談は、調査員を個別にお呼びして行った。

→調査票と特記事項に不整合のある項目修正の、選択基準の修正

→調査時の聞き取り方法の留意点に関する指導

○事業所を訪問しての調査員研修を、2～3月に実施する予定。

→事業所全体への平準化のアプローチ

→事業所ごとの工夫などの取組等好事例の収集を行い、委託事業者全体にフィードバックする。

## ③ 認定審査会委員のスキルの向上

## 〔認定審査会委員研修〕

内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度
正副委員長会議	1回 (17名参加)	1回	1回
介護認定審査会委員現任研修 (千葉県主催)	1回 (29名参加)	1回	1回
介護認定審査会委員新規研修 (千葉県主催)	1回 (8名参加予定)	1回	1回

○今年度の「介護認定審査会正副委員長会議では、例年の情報交換の他、サンプルケースを基にした疑似審査会を行い、各合議体ごとの審査の平準化を図った。

## 2. ケアプラン点検

『そのかたに必要なサービスが適正に利用できる』ケアプラン作成のためのケアマネジャーの資質向上を支援する取り組みを継続的・発展的に行う。

○「ケアプラン向上プロジェクト」実施回数(平成31年度は予定)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
回数	16	16	15	22	36

※平成30年度は、年度末までの予定回数。  
※1月末現在は、14回開催。

## 【平成30年度の取り組み】

### ①「ケアプラン向上プロジェクト」の継続

昨年度までに引き続き、柏市介護支援専門員協議会の協力を得て、ケアプラン作成技術の向上を目的にして事業を行った。

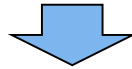
- ・介護支援専門員が1名のみ所属している居宅介護支援事業所に対するもの < 7件 >
- ・有料老人ホーム等に併設された居宅介護支援事業所に対するもの < 4件 >
- ・訪問介護(生活援助中心型) の提供回数が一定数を越えたもの < 3件 >
- ・フォローアップ点検 < 1件 >

### 【主な指摘・提案事項】

- ・アセスメントの内容を、アセスメントシートに記載すること。
- ・アセスメントの内容を分析して本人のニーズを抽出し、それを基にケアプランを作成すること。
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護等の導入の提案。

### ○新たな取り組み

- 平成26年度から平成29年度までに当該事業で点検を受けた事業所へのフォローアップ点検を開始した。
  - 1月中に1か所(各月, 1事業所ずつ行う予定)



ケアプラン作成技術の向上が見られた。

- アセスメントシートを, わかりやすく, 記録のしやすいものに見直し
- まとめ・分析から, ニーズの抽出が的確に行えるように工夫。

### ○次年度に向けて

- 次年度以降も柏市介護支援専門員協議会の協力(アドバイザー派遣)を受けながら, 当該事業を継続する。
  - 介護支援専門員が1名のみ所属する事業所
  - 有料老人ホーム等に併設された事業所
  - 訪問介護(生活援助中心型)の回数が標準より多いケアプラン
  - フォローアップ点検(前年度までに受検した事業所)
  - 給付適正化システムを利用した抽出



## ②頻回の訪問介護（生活援助中心型）を位置づけるケアプランへの対応

- ・平成30年10月以降に作成する居宅介護サービス計画(ケアプラン)のうち、1月当たりで訪問介護(生活援助中心型)を位置づけた回数が、要介護度別に下表の回数以上であった場合は、作成したケアプランを保険者(柏市)に届け出ることとなった。

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回

※上記の回数には、身体介護に引き続き生活援助を提供する場合(例:身体○生活○)の回数を含まない。

### 【制度導入の趣旨】

訪問介護における生活援助中心型サービスの利用回数が通常の利用状況からかけ離れたケアプランについては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村への届出を義務づけ、地域ケア会議等の開催等による検証を受けるべきこととされた。

生活援助中心型サービスについては、必要以上のサービス提供を招きやすいという構造的な課題を指摘される一方で、当該サービスを位置づけられた個々の利用者が抱える様々な事情についても考慮する必要があることから、提出されたケアプランについて、ケアマネジャーの視点だけでなく他職種協働による検証を行い、必要に応じてサービス内容等の是正を促すこととされている。

## 【柏市の状況】

## ○届出件数と内容

届出月	平成30年11月	平成30年12月	平成31年1月
件数	0件	3件	2件
詳細		<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護5(35回)</li> <li>・要介護2(35回)</li> <li>・要介護2(50回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護3(79回)</li> <li>・要介護1(27回)</li> </ul>

## ○検証

- ・上記5件のケアプランのうち、3件について1月中にケアプラン向上プロジェクト(ケアプラン点検)を実施した。
  - 障害福祉サービスを併用している独居者。家事の援助を行うことにより在宅での生活の継続が可能となっているケース
  - 持病(精神疾患)に配慮したサービスの構築を要するケース

○いずれのプランについても、アセスメントは適切に行われており、訪問介護(生活援助)を含む各サービスの位置づけについて不適切な点はなかった。

## ○検証(つづき)

- ・ケアプラン向上プロジェクトを実施した3件のうち、1件について地域ケア会議による検証を行う。
  - 多分野、多職種の見解を伺う。

### 【ケアプラン点検事業の課題】

#### ・担当職員の確保と資質向上

→点検業務を行う職員の確保

(面談を行うなど、丁寧な点検作業を通じて一定の効果をj得ていることから、今後もこの方式を継続するための人員の確保)

→アドバイザー(主任ケアマネジャー)や多職種からの見解を、当該ケアプランを作成したケアマネジャーにフィードバックすることができるスキルを持った職員の育成が必要

#### ・多職種による検証の場の確保

→現在、地域ケア会議で取り組むべき事案が多く、訪問介護(生活援助中心型)を一定数以上位置づけるケアプランの検証を地域ケア会議で行うことが困難なことから、多職種の方の見解をうかがえる場を新たに設ける必要がある。

### 3. 住宅改修等の点検

#### 【平成30年度の取り組み】

	平成30年度 (※)	平成31年度	平成32年度
介護保険住宅改修の件数	1,163件	1,300件	1,300件
専門職による書類審査件数	未実施	1,300件	1,300件
専門職による現地確認件数	15件	64件	64件

※平成30年12月末現在

#### ◎工事前の点検への注力

##### ・工事前の書類審査の強化

⇒平成29年度に引き続き、工事前の点検に重点を置いた書類審査方式で事務を進め、工事前の書類審査の強化及び標準化を行った。

## ◎現地確認の強化

- ・市事業の「要介護高齢者等住宅改造補助」を併用する工事について、専門職(建築士)による工事前の現地確認を行った。

	平成30年度
住宅改造費補助併用ケース	15件
介護保険住宅改修のみのケース	2~3月実施予定
工事後現地確認ケース	2~3月実施予定

## ◎専門職の関与の強化・・・平成31年度以降実施予定

- ・介護予防や重度化防止の観点から、リハ専門職による現地確認や書類審査を行うことに向けて、体制の整備を進めている。
  - 介護保険住宅改修のみのケースにおける、事前・事後現地調査
  - 支給申請時の書類審査

## 4. 縦覧点検・医療情報との突合 適正化システムの活用

国保連合会から提供される情報を基に、不適正または不正な請求を発見し、是正を促す事業について、継続・拡充を図る。

### 【平成30年度の取り組み】

#### ①縦覧点検

⇒介護サービス相互の関連等に係る帳票を基に、給付データの確認を行った。

- ・短期入所の有効期間のおおむね半数を超えた利用
- ・軽度者にかかる福祉用具貸与例外給付
- ・算定期間回数制限チェック（「介護給付費縦覧審査結果通知書」）

#### ②医療情報との突合

⇒医療保険の給付の情報と介護給付の情報を突合し、重複等の不適切な請求の有無について確認を行った。（「医療給付情報突合リスト」を使用）

- ・介護サービスの利用日数と医療機関への入院日数
- ・医療保険と介護保険の間で、同時に算定することができない請求項目

○現在、抽出した案件について、精査中

→年度末に向けて、事業所宛に確認作業を行う。

## 5. 介護給付費通知

介護保険サービスの利用状況を通知することで、利用状況のセルフチェックを促す（自己負担額と給付額）とともに、事業所からの不正な請求の有無を確認する役割を担う。

・年4回、個人宛に発送。

	平成30年4月	平成30年7月	平成30年10月	平成31年1月
発送数	11,301通	11,499通	11,722通	11,828通

○前年より、1,173通増加。

＜主な問い合わせ内容＞

- ・実際に払った金額と違うようだ。
- ・医療費控除に使えますか？
- ・こんなにたくさんのサービスを使っていないと思うが・・・
- ・給付費がこんなに支払われているとは知らなかった。

## ○介護サービス事業所への指導監督

「介護サービスの質の確保」と「保険給付の適正化」を目的に、事業所を定期的に訪問して、実地において記録等を確認し指導を行う。  
また、苦情や通報によって基準違反や不正請求が疑われる場合は、より強制力の伴う立入検査(監査)を実施する。

### 【平成31年度における主な取り組み】

平成30年度に達成した「すべての事業所で指定有効期間(6年間)内に一度は実地指導を実施」を継続・向上するため、実施体制の強化及び事務手法の改善を図る。

- ・研修等による、計画的な担当職員の育成
- ・事業所に提出を求める書類の削減、様式見直し及び指導項目の絞り込みを検討

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度(予定)
全事業所数	888	925	955	995
実地指導 実施事業所数	60	112	138	171
実施周期(年)	14.8	8.2	6.9	5.8